

- ▶ 昭和47(1972)年の沖縄の本土復帰時に制定された「沖縄振興開発特別措置法」を起源とする地域振興法(10年の時限立法を改正・延長し、現在は第5次に相当)
- ▶ 平成14(2002)年の改正では、法目的を「本土との格差是正」(社会資本整備等による基礎条件の改善)から、「民間主導の自立型経済の構築」に変更
- ▶ 平成24(2012)年の改正では、沖縄県の主体性を尊重する観点から、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するとともに、いわゆる一括交付金制度等を創設

総論

第1章 総則

- 沖縄の置かれた特殊な諸事情※1に鑑み、**沖縄の自主性を尊重**しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって**沖縄の自立的発展に資する**とともに、**沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与**することが目的

※1 歴史的事情	先の大戦における苛烈な戦禍。その後、四半世紀に及ぶ米軍の占領・統治
地理的事情	本土から遠隔。広大な海域(東西1000km, 南北400km)に多数の離島
社会的事情	国土面積0.6%の県土に在日米軍専用施設・区域の70.3%が集中。脆弱な地域経済 等

第2章 沖縄振興計画等 / 第9章 沖縄振興審議会

- 国(内閣総理大臣)は、沖縄振興の意義や方向、基本的事項を定めた「**沖縄振興基本方針**」を策定(総理決定)
- 沖縄県(知事)は、**基本方針に基づき**、各分野の振興に関する事項等を定めた「**沖縄振興計画**」を策定
- 沖縄振興に関する重要事項(新たな沖縄振興の在り方等)等を審議するため、**内閣府に「沖縄振興審議会」を設置**

各論

第3章 産業の振興

- ① 観光の振興
 - ▶ **観光地形成促進地域**
 - ▶ 沖縄型特定免税店制度
 - ▶ **航空機燃料税の軽減措置**
- ② **情報通信産業振興地域及び特別地区**
- ③ **産業高度化・事業革新促進地域**
- ④ **国際物流拠点産業集積地域**
- ⑤ **経済金融活性化特別地区**
- ⑥ 農林水産業の振興に関する努力義務規定
- ⑦ 電気の安定的かつ適正な供給の確保
- ⑧ 中小企業経営革新制度の特例
- ⑨ 沖縄振興開発金融公庫の業務特例(新事業に必要な出資)

第4章 雇用の促進等

- ① 失業者求職手帳制度等
- ② 人材の育成等に関する努力義務規定

第5章 文化の振興等

- ① 地域文化の振興に関する配慮規定
- ② 良好な景観の形成、自然環境の保全及び再生に関する努力義務規定
- ③ 子育ての支援に関する配慮規定、障害を有する青少年等に対する援助に関する努力義務規定
- ④ 科学技術の振興に関する努力義務規定
- ⑤ 国際協力・国際交流の推進に関する努力義務規定

第6～8章 均衡ある発展、基盤の整備等

- ① 無医地区等における医療の確保等に関する配慮規定
- ② 離島地域の福祉・教育に関する配慮規定、離島の旅館業への税制優遇措置
- ③ 交通の確保等に関する配慮規定(新たな鉄道、軌道その他の公共交通機関の整備の在り方の調査・検討等)
- ④ 情報流通の円滑化・通信体系の充実に係る配慮規定
- ⑤ 公共事業に係る**高率補助等の特例措置**
- ⑥ **沖縄振興交付金(使途の自由度の高い一括交付金)**

附則

- 不発弾等に関する施策の充実に係る配慮規定

沖縄振興基本方針の概要

位置づけ

国が考える沖縄振興の意義や方向、基本的視点、県が沖縄振興計画の策定を行う際の指針を規定

※沖縄振興特別措置法改正(H24.3)により、沖縄県の自主性を最大限尊重する観点から、**国が沖縄振興基本方針を策定し、これに基づき、沖縄県が沖縄振興計画を策定**する仕組みを導入(従来は、国が同計画を策定)

構成

I 序文

基本方針の位置づけを規定

II 沖縄振興の意義及び方向

1 沖縄振興の意義

国として引き続き沖縄振興に取り組む必要性を規定

2 沖縄振興の方向

各般の施策や事業に取り組むにあたっての基本的な方向を規定

- (1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展
- (2) 我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の「万国津梁」の形成
- (3) 潤いのある豊かな住民生活の実現

3 沖縄の振興に当たっての基本的な視点

- (1) 多様な主体による連携・協働
 - ・**地元の創意工夫**を生かした主体的な取組の尊重
 - ・**主体間・施策間連携**の必要性を規定
- (2) 選択と集中、検証
 - ・施策・事業の**選択**と人材・予算等資源の**集中**
 - ・施策等の進捗状況や効果の**検証・見直し**の必要性を規定

III 沖縄の振興に関する基本的な事項

沖縄振興に関する以下の政策分野ごとの基本的な指針を規定

1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興

(例) 観光・リゾート産業

- ・リーディング産業として持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める
- ・また、多様化する観光ニーズに対応できる人材の育成、沖縄の地域資源を活用した滞在型観光の推進、他産業との連携促進等を図る

2 雇用の促進及び職業の安定

3 教育・人材の育成及び文化の振興

4 福祉の増進及び医療の確保

5 科学技術の振興

6 情報通信の高度化

7 国際協力及び国際交流の推進

8 駐留軍用地跡地の利用

9 離島の振興

10 環境の保全並びに防災及び国土の保全

11 社会資本の整備及び土地の利用

12 その他

IV 沖縄振興の推進に関する事項

沖縄振興交付金の執行に当たっての基本的な留意事項、沖縄振興計画の中間年(5年後目途)の見直しについて規定